

防災の取り組み

(お互いの顔の見える街づくり)

新百合ヶ丘自治会 自主防災組織

要点1. 防災訓練を初めて実施する時の実施方法・注意点:

1. 何の為の訓練を実施するか

- 災害の種類: 震災
- 起きる状況の想定: これまでにこの国で起きた状態を前提

① 家屋の倒壊があり得る



② 火災の発生があり得る



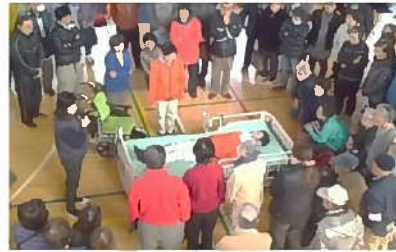
③ 数日間は陸の孤島になる



2. 実施方法

-倒壊に備えた活動 :

- ① 家屋の耐震化の促進、家具固定の促進
- ② ジャッキやチェーンソウの操作訓練
- ③ 牽引索の操作訓練
- ④ 避難誘導訓練
- ⑤ けが人の手当、搬送訓練



-火災の発生に備えた訓練 :

- ① 非常時には消防車は
来られないとの認識に立った消火器の扱い訓練
- ② 防火水槽、路上消火栓からの放水訓練



・陸の孤島対策 :

- ① 各家庭における備蓄の7日間分の確保推進
- ② 炊き出し訓練(祭り、ほか餅つき大会などのイベント活用)



要点2. 備えるべき防災資器材: 想定が大事

要点1. で上げた、「起きるであろう想定」に対処する為の資器材が必要

- ① 家屋の倒壊があり得る: 倒壊家屋からの救出用具
- ② 火災の発生があり得る: 消火用具
- ③ 数日間は陸の孤島になる: 炊き出し用具

要点3. 防災資器材置き場の確保： 都市公園がベストではないが適当

1. 共用の防災資機材：

- ① 個人で備蓄するまでもないが、いざと言う時に必要な資器材
- ② 住民の出来るだけ手近にあることが望ましい⇒適当に配置されている都市公園の利用
- ③ 麻生区の場合、区役所の危機管理担当に先ず相談後、道路公園センターに申請

2. 個人が備えることが望ましい備品： 傾いた家屋からの脱出用具。 生き延びた後の生活維持用品

(飲料水、食料、トイレの備蓄他)

要点4. 防災専門部会の必要性： 防災活動を継続的に担当する組織をつくる

1. 有志の人材と自治会の資金を活用できる組織
2. 短期に人材が入れ替わらない組織

例： ①自治会長と自主防災組織本部長を分離(兼務しない)

②平常時の活動と非常時の活動を区別

③防災活動だけなら協力するという人材の活用

防犯活動について

町内会・自治会で行う防犯活動には、青色防犯パトロール車（青パト）による防犯パトロールや防犯カメラの設置などがあります。それぞれについて、以下に説明します。

1. 青パトによる防犯パトロール

(1) 準備

- ①町内会・自治会で青パト利用のパトロール実施を決定する。
- ②麻生警察署生活安全課に連絡し、講習を依頼する。→ 951-0110
- ③講習を修了し、パトロール実施者証の交付を受ける。
- ④パトロール地域や実施担当者（2名以上）、時期を決める。

(2) 実際のパトロール実施

- ①青パトの予約をする。 → 965-1780
(麻生防犯協会、3ヶ月前の1日～10日に予約)
- ②予約が取れたら、取れた回数分の使用料（1回500円）を
セレサ川崎新百合丘支店の麻生防犯協会の口座に振り込む。
- ③麻生防犯協会から青パト使用券のチケットが指定場所に送られる。
- ④当日青パトを受け取りに行く（実施者証を必ず携帯する）。
チケットと引き換えに車のキーを受け取る。
台帳に氏名・借り出し時刻・領収書番号・パトロール地域を記入する。
駐車場に行き、青パトを出して、自分の車を駐車する。
- ⑤パトロールする地元に戻るまで青色回転灯は回さない。
- ⑥実施者証を持つ人を含め、2～4人でパトロールする。
- ⑦パトロールの際には、青色回転灯を回し、犯罪抑止のテープを
流しながら行う。なるべくゆっくりと回るのが望ましい。
後ろに一般の車両が近づいたら、先に行かせる等の措置をとる。

(3) 返却

- ①地元でのパトロールが終わったら、麻生警察署に返却に行く。
往路と同じく、青色回転灯は回さない。
- ②自分の車を出し、青パトを駐車する。
- ③キーを窓口に返却する。
台帳に返却時刻・開始メーター・終了メーター・走行距離・車の状態を記入する。

(4) その他注意事項

5月17日に開催された麻生防犯協会の理事会で、以下の指摘がされた。

- ①実施者証を誰も携帯せずに青パトを借りに来た。車両貸与時に実施者証を確認できない場合は、車両貸与はしない。
- ②講習を一度も受けていないものが車両を借りに来た。講習を受けたことのない人には車両の貸し出しをしない。
- ③パトロールの際に、メンバーの中に飲酒をしているものがいた。
たとえ同乗者であっても、酒に酔った人が同乗するパトロールは、青色防犯パトロールの目的外使用となり得る可能性がある。
- ④車両の傷など明らかに軽微な接触事故を起こしているにもかかわらず、事故不申告の上、使用後の傷について申告しない団体があった。

このような事態が頻発するようだと、青パトの実施団体である麻生防犯協会が神奈川県警から実施団体取り消しの対象となってしまう。

今後数ヶ月をかけて利用方法の再検討を行うこととなった。

2. 防犯カメラの設置

(1) 準備

- ①総会等で防犯カメラ設置の提案をし、承認を受ける。
議事録を作成する。
- ②防犯カメラ運用のための管理運用基準を用意する。
同時に、町内会・自治会の会則も用意しておく。
- ③導入したい機種・設置場所・電気設備等を検討する。
工事を依頼する業者から見積もりを取得する。
- ④「防犯カメラ設置補助制度」に応募する。
平成29年度は6月中旬頃に案内が町内会・自治会に郵送される予定。
その後、「事前エントリーシート」を区役所へ提出する。
設置費用の10分の9（1台当り324,000円が限度額）以内の補助が
受けられる。
連絡先は川崎市役所市民文化局市民生活部地域安全推進課

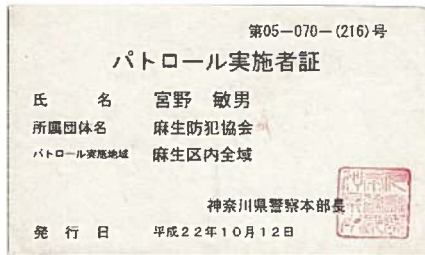
(2) 設置

- ①市の補助金支給が決定したら、工事業者に工事を依頼する。
- ②設置に際し、「防犯カメラ作動中」の看板を見えるところに貼るか
立てておく。
- ③設置が完了したら、市の補助金支給を申請する。
- ④記録がなされているか定期的にチェックする。

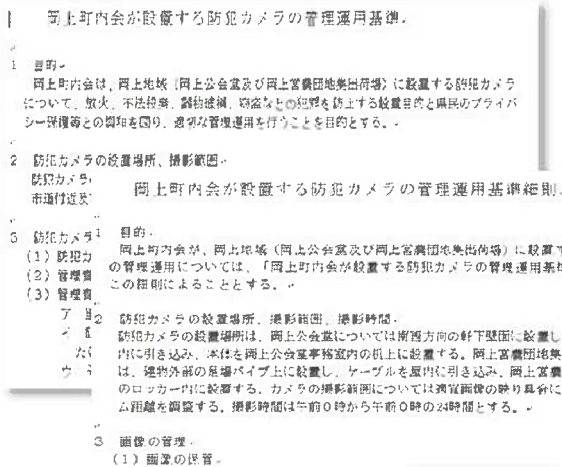
3. その他

- ・青パト、防犯カメラとも麻生防犯協会が管理・仲介をしています。
(Tel: 965-1780)
- ・青パト利用にあたり、麻生防犯協会発行の「青色防犯パトロール車利用
規約」を熟読しておくこと。
- ・防犯カメラ以外に、車へのドライブレコーダー設置（常時録画状態）も
有効です。

参考資料



- ・パトロール実施者証は、麻生防犯協会メンバー向けに発行される。
- ・パトロールの際には、防犯キャップとベストを着用する。



- ・ドライブレコーダーの設置は、事故の際の証拠を残すだけでなく、犯罪防止に役立つこともある。



青色防犯パトロール車利用規約

麻生防犯協会

(目的)

第1条 この規約は、地域の犯罪、事故等の未然防止及び防犯意識の向上のため、麻生防犯協会が管理する青色回転灯を装備した車両（以下 青パトと称す。）を利用して、麻生防犯協会会員がパトロールを行う際の必要な事項を定めたものである。

(対象団体)

第2条 青パトによるパトロールを実施する対象となる団体は、麻生防犯協会の会員資格を有するものとする。

(申出)

第3条 青パトを利用したパトロールを行おうとする団体は、事前に麻生警察署生活安全課にその旨を申出で、講習を受講し、パトロール実施者証の交付を受けなければならない。

2. また、パトロール実施者証の交付を受けた者は、概ね3年毎に講習を受けて更新をしなければならない。

(予約)

第4条 青パトによるパトロールを行う場合、毎月1日から10日の間に3か月先までの予約を、麻生防犯協会事務局に行うものとする。

(使用料)

第5条 予約の確認が取れた場合、使用料（1回当たり500円）を予約回数分、セレサ川崎農協新百合ヶ丘支店 麻生防犯協会 口座宛てに振り込むものとする。麻生防犯協会は、振り込みが確認された場合、該当回数分のチケットを、指定された住所に送付するものとする。

(義務)

第6条 青パトを利用してパトロールする際には、パトロール実施者証を1名以上携帯しなければならない。

2. 青パトの運転者は、交通法令を遵守した運転を行わなければならない。

(禁止行為)

第7条 青パトを目的外に使用してはならない。

2. パトロールをしようとする地域以外で、青色回転灯を作動させてはならない。

(報告)

第8条 青パト使用者は、青パトに異常や事故などがあつた際には、速やかに防犯協会事務局に報告をしなければならない。

(事故時の責任)

第9条 青パトには、対人・対物賠償保険に加入しており、該当事故時には保険金の支払いが行われるため、利用団体の負担はないものとする。

2. 車両に関しては、50,000 円の免責が設定されているため、青パトの破損が生じた場合は、利用団体は最大 50,000 円の修理代を支払う義務を負うものとする。

(事務局)

第10条 防犯協会事務局は、麻生警察署生活安全課内に置く。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、青パトの運営に関して必要な事項は、別途定めるものとする。

附則

この規約は、平成28年9月1日から施行する。

・麻生警察署 生活安全課
電 話：044-951-0110

・麻生防犯協会
住 所：215-0026
川崎市麻生区古沢86-1
麻生警察署 生活安全課内
電話・FAX：044-965-1780

・麻生防犯協会 振込口座
金融機関名：セレサ川崎農業協同組合
新百合丘支店
普通預金
5082328

麻生防犯協会 会長 かよほし 笠原 まさとし 勝利

岡上町内会が設置する防犯カメラの管理運用基準

Sample

1 目的

岡上町内会は、岡上地域（岡上公会堂及び岡上宮農団地集出荷場）に設置する防犯カメラについて、放火、不法投棄、器物破損、窃盗などの犯罪を防止する設置目的と県民のプライバシー保護等との調和を図り、適切な管理運用を行うことを目的とする。

2 防犯カメラの設置場所、撮影範囲

防犯カメラの設置場所は、岡上公会堂及び岡上宮農団地集出荷場に設置し、岡上公会堂周辺の市道付近及び岡上宮農団地集出荷場周辺の市道付近を撮影範囲とする。

3 防犯カメラの管理責任者の指定等

(1) 防犯カメラの管理運用を適切に行うため、防犯カメラの管理責任者を置く。

(2) 管理責任者は、岡上町内会会長・宮野敏男をもって充てる。

(3) 管理責任者の責務は、次のとおりとする。

ア 画像により知り得た情報の漏えい、または、不当な使用をしないこと。

イ 防犯カメラの管理に従事する他の者が、画像により知り得た情報の漏えい。または、不当な使用をしないように必要な措置を講じること。

ウ その他画像の適切な取扱いに努めること。

4 画像の管理

画像の漏えい、滅失、き損、改ざん防止等の安全管理のため、次の措置を講じる。

(1) 画像の保管方法

ア 画像を記録した媒体は、岡上公会堂事務室の机に施錠のうえ保管する。

イ 原則として画像の閲覧及び持ち出しを禁止する。

(2) 画像の保管期間

画像の保管期間は14日間とする。

(3) 画像の消去方法

画像の消去方法は、レコーダーによる自動上書きにより行うものとする。

ただし、媒体を廃棄する場合は、破碎のうえ廃棄するものとする。

5 画像の利用、提供制限

(1) 次の場合を除き、画像を目的以外に利用し、または、他者に提供しないものとする。

ア 法令に基づく場合。

イ 捜査機関から犯罪捜査目的による要請を受けた場合。

ウ 県民等の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために必要と認められる場合。

(2) (1)に基づき、画像を他者に提供する場合には、管理責任者（又は設置者）の許可を得たうえで、提供するものとする。

6 設置表示

防犯カメラが設置されていることについて、通行者（施設利用者）の見やすい場所にその旨を表示するものとする。

7 苦情処理

苦情や問い合わせには、管理責任者が誠実かつ迅速に対応するものとする。

岡上町内会が設置する防犯カメラの管理運用基準細則

1 目的

岡上町内会が、岡上地域（岡上公会堂及び岡上営農団地集出荷場）に設置する防犯カメラの管理運用については、「岡上町内会が設置する防犯カメラの管理運用基準」に定める他この細則によることとする。

2 防犯カメラの設置場所、撮影範囲、撮影時間

防犯カメラの設置場所は、岡上公会堂については南西方向の軒下壁面に設置し、ケーブルを屋内に引き込み、本体を岡上公会堂事務室内の机の上に設置する。岡上営農団地集出荷場については、建物外部の足場パイプ上に設置し、ケーブルを屋内に引き込み、岡上営農団地集出荷場内のロッカー内に設置する。カメラの撮影範囲については適宜画像の映り具合により方向、ズーム距離を調整する。撮影時間は午前0時から午前0時の24時間とする。

3 画像の管理

(1) 画像の保管

画像を記録する媒体は、32GBのSDカードメモリーとし、通常レコーダー内に格納し故障など必要な時以外は取り出さない。取り出した場合は岡上公会堂事務室内の机に施錠のうえ保管する。

原則として画像の閲覧及び持ち出しを禁止するが、画像の調整その他必要な時は、管理責任者の許可を得て行う。許可は管理簿に内容を記入し管理者の押印を受けて行う。

(2) 画像の保管期間

画像の保管期間はレコーダーの自動上書きによるため、おおむね7日間となるが、管理運用基準の5に定める事態が発生した場合は、管理責任者の許可を得て他の媒体にこれを保存する。許可は管理簿に内容を記入し管理者の押印を受ける。

4 画像の利用、提供制限

管理運用基準の5に定めにより、画像を他者に提供する場合は、書面により提供の申し出を受け、総務役員会の合意を得る。管理簿に内容を記入し管理者の押印を受ける。

5 設置表示

防犯カメラが設置されていることを表示する場所は、岡上公会堂については南側及び西側壁面、岡上集出荷場については東側壁面とする。

6 電気料金

岡上集出荷場で使用する防犯カメラの電気料金については、月当たり〇〇円とし1年分を前払いする。

7 機材の管理

防犯カメラの機材の維持、管理についてはやまだ電器に委託する。

8 その他設置等について紛争のあった場合は、誠意をもって解決にあたる。

町内会だより、ホームページ、名簿発行

1. 町内会だより

(1) 岡上町内会のケース（昭和**25**年4月1日創立）

- ・最初の発行 平成6年 年1回
- ・複数回発行 平成7年から 年2回
- ・毎月発行 平成**10**年から
- ・回覧形式 平成**13**年まで
- ・全戸配布 平成**14**年2月から

(2) 内 容

- ・季節のトピック
- ・先月の行事
- ・募金の予定・実績
- ・町内会費の集金
- ・総会での決定内容
- ・各種キャンペーン（交通安全、火災予防、振り込め詐欺防止等）
- ・前年の記載内容の手直し
- ・詳細は平成**29**年6月号参照

2. ホームページ

(1) 開設の経緯

- ・若い人達の活字離れ
- ・町内会だよりでは伝えきれない詳細情報発信
- ・1年の検討期間を経て開設（資料参照）
- ・総会でお披露目

(2) 維持管理

- ・会員の力を借りる
- ・写真等を随時更新
- ・町内会だよりの内容を一部掲載・解説
- ・

町会だよりの発行、町会ホームページの開設

	町会自治会名	町会自治会だより	ホームページ
1	マイシティ新ゆり町内会	不定期	
2	柿生駅前町内会	4カ月に1度	
3	上麻生東町内会	3か月に1度	
4	片平町内会	3か月に1度	
5	北イトーピア自治会	月に1度	
6	五力田町内会	不定期	
7	万福寺町内会	4カ月に1度	http://www.mpf4.com/
8	緑ヶ丘自治会	不定期	
9	新百合ヶ丘駅南町内会	2か月に1度	
10	黒川町内会	2か月に1度	
11	はるひ野町内会		http://www.town-haruhino.join-us.jp/
12	岡上町内会	月に1度	http://town-okagami.com/
13	岡上西町会	6か月に1度	
14	山口台自治会	4カ月に1度	
15	新百合ヶ丘レガートプレイス自治会	2か月に1度	
16	コーポラティブハウス柿生管理組合	3か月に1度	
17	百合ヶ丘勸交会	月に1度	https://sites.google.com/site/kankoukai/
18	早野町内会	2か月に1度	
19	下麻生自治会	不定期	
20	麻生台団地自治会	3か月に1度	
21	王禅寺町内会	月に1度	
22	真福寺町内会	不定期	
23	三井百合ヶ丘第三地区自治会	3か月に1度	
24	王禅寺みどり町会	不定期	
25	三井山百合会	月に1度	
26	弘法の松親和会	3か月に1度	
27	日生百合ヶ丘自治会	2か月に1度	
28	新百合ヶ丘自治会	3か月に1度	
29	虹ヶ丘団地2丁目自治会	2か月に1度	
30	虹ヶ丘3丁目団地自治会	年3回	
31	さつき第2自治会	2か月に1度	
32	白山けやき自治会	4カ月に1度	
33	新百合ヶ丘第5自治会	月に1度	
34	新万福寺町内会	不定期	
35	塔之越自治会	月に1度	
36	三井百合ヶ丘第2地区自治会	月に1度	
37	サニーハウス百合ヶ丘管理組合	月に1度	
38	水鏡町会	月に1度	
39	小田急分譲地自治会	月に1度	
40	百合丘一丁目町会	2か月に1度	
41	百合丘二丁目町会	月に1度	
42	百合ヶ丘三丁目町会	月に1度	https://sites.google.com/site/yurigaoka3chokai/
43	東百合丘町会	6か月に1度	
44	サンラフレ百合ヶ丘自治会	月に1度	
45	百合ヶ丘みずき街自治会	3か月に1度	
46	市営サンラフレ自治会	不定期	
47	高石町会	月に1度	http://town-takaishi.net
48	多摩美町会	2か月に1度	
49	細山町会	不定期	
50	三井細山自治会	月に1度	
51	若葉町会	2か月に1度	
52	金程富士見会	月に1度	
53	有楽自治会	月に1度	
54	千代ヶ丘自治会	不定期	
55	千代ヶ丘町会	不定期	
56	千代ヶ丘中ノ間自治会	4カ月に1度	
57	向原町会	4カ月に1度	
58	金程町会	月に1度	
59	ライオンズガーデン百合ヶ丘自治会	月に1度	

3. 名簿の作成

- (1) 事前準備
 - ・町内会・自治会幹部会で名簿発行の議論を行う。
 - ・個人情報保護等の検討を行い、情報の収集範囲を決める。
 - ・有償・無償の検討 → 引受先の選定と交渉
 - ・住民向けの案内状を作成し、回覧する。(資料参照)
- (2) 情報受理時
 - ・掲載範囲の確認(個人毎)
 - ・名前の読み等の確認
 - ・業者との連携(推敲を含め、資料参照)
- (3) 印刷完了時
 - ・通し番号の貼付
 - ・地区役員毎に部数の確認
- (4) 個人情報保護法について
 - ・平成**27**年**9**月 改正個人情報保護法成立
 - ・平成**29**年**5**月**30**日 全面施行
 - ・改正の要点
 - 5,000**人の区別なく、全ての事業者に個人情報保護法が適用。
 - 自治会や同窓会等の非営利組織も事業者該当。
 - 小規模事業者の事業が円滑に行われるよう配慮する。
- (5) 個人情報収集、保管時のルール
 - ①収集前：利用目的の特定
 - ②収集時：利用目的の通知・公表
 - ③保管時：安全管理措置、訂正に応じる
 - ④第三者提供時：本人の同意取得
提供に関する記録
委託先の監督

岡上町内会 HomePage(案)

Top Page

Sample

岡上町内会のご紹介

ごあいさつ

町内会の紹介

組 織 図

役 員

活 動 内 容

行 事 予 定

会 則

関 連 団 体

新 着 情 報

町内会だより

生 活 ガ イ ド

地 域 紹 介

リ ン ク 集

- ・麻生区役所
- ・麻生警察署
- ・麻生消防署
- ・麻生区町会連合会
- ・麻生観光協会
- ・岡上小学校
- ・麻生市民館岡上分館

Sample

回 覧

平成28年7月2日

岡上町内会会員 各位

岡上町内会
会長 宮野 敏男

町会情報誌発行に関するお願い

拝啓 盛夏の候、皆様には健やかに過ごしのことと存じます。平素は町内会活動にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、町会情報誌は平成23年に発行してから5年が経過いたしました。その間に住宅の増加や転入・転出で掲載内容に相違も出てきております。そこで、岡上町内会ではこの度町会情報誌を再編集することにいたしました。

この町会情報誌は、地域・近隣の企業様等の広告費で作成されますので、町会の負担は一切ありません。

会員の皆様には以下の項目について、ご協力いただきたくお願い申し上げます。

- ① 別に回覧する記入用紙に、住所・氏名・ふりがな・電話番号を記入いただく。
- ② 町会情報誌へ掲載することを了解いただく。

以上、2項目に関し納得いただけない方は用紙に記入いただかなくても結構ですが、町会情報誌の提供はできませんことをご理解ください。

5年前に発生した東日本大震災や本年4月の熊本地震に際しましても、行政からの救助活動・連絡等は町内会・自治会を經由してなされるケースがほとんどですし、安否確認もこのような名簿によってなされます。

皆様の安全・安心を確保するためにも、会員全員が記載されることを切に願っています。なお、皆様のお手元には12月を目途にお届けする予定です。

また、個人情報保護には万全の注意を払う所存であります。不明な点は担当の地区役員か総務役員までお尋ねください。

今後とも町内会活動へのご支援をよろしくお願いいたします。

敬具

町内会情報誌作成チェックリスト

岡上町内会

No.	項目	美建企画	町内会	担当	期日	備考
1	表紙					
2	もくじ					
3	広告					
4	挨拶					
5	会則					
6	各種団体調査					
7	各種団体規約抜粋					
8	町内会からのお知らせ					Sample
9	岡上音頭他					
10	岡上抄録					
11	岡上年表					
12	岡上町内会概要図					
13	会員名簿					
14	住居マップ					
15	50音順名簿					
16	冠婚葬祭マナー					
17	役員推移					
18	組織体制					
19	団体役員名簿					
20	ゴミ出しルール					
21	防犯					
22	こども110番					
23	防犯灯					
24	防災					
25	自主防災組織					
26	岡上小学校避難所運営会議設置要綱					
27	我が家の防犯計画					
28	地震発生時の行動マニュアル					
29	公共機関等のご案内					
30	町内会行事紹介					
31	岡上の世帯・人口の推移					
32	団体の活動紹介					
33	飛び地岡上散策マップ					
34	ささえあい活動					
35	時侯の挨拶用語					
36	諸施設の紹介					
37	身近な病院の紹介					
38	あとがき					